

## 沼津市新型コロナウイルス対策路線バス運行維持支援金交付要綱

令和4年11月18日都市計画部長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い公共交通の利用者が大きく減少する中、市民の日常生活に必要不可欠な路線バスの運行を維持している路線バス事業者に対し、事業の継続を支援するため、予算の範囲内において路線バス運行維持支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 実車走行 自動車旅客を運送する目的で走行することをいう。
- (3) 高速道路 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、市内を運行する路線バス事業者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、路線バス事業者が令和4年11月1日時点において市内を運行する路線バスの1日当たりの実車走行の総距離（キロメートル数）に1万円を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該路線バス事業者が行う路線バス事業のうち、市の他の補助金を交付されるもの、運賃を無料で運行しているもの及び高速道路を通行するものを除く。

2 支援金の交付は、同一路線バス事業者について1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市新型コロナウイルス対策路線バス運行維持支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 路線バス実車走行の総距離一覧表（第2号様式）
- (2) 前号に記載された路線の運行回数及びキロ程の確認できる書類
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、沼津市新型コロナウイルス対策路線バス運行維持支援金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告の省略等)

第7条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

- 2 前項の場合において、規則第6条の規定による交付決定通知をもって、前条の規定による確定通知があったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき、又は支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、都市計画部長決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条の規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。